十七、株式会社緑屋に対する件

昭和四十六年（排）第十七号

排除命令

東京都世田谷区太子堂四丁目二十四番八号

株式会社　緑屋

右代表者　代表取締役　岡本虎二郎

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定により聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社緑屋は、ホームビルクラブ会員証に添付した抽せん券を、昭和四十五年十二月十日までに提出した関東地区の会員ならびに昭和四十五年十二月七日までに提出した北海道地区および東北地区の会員を対象に行なった懸賞による景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨および今後、このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後その販売する商品について懸賞により景品類を提供する場合、景品類の価額の最高額が、㈠取引価額が

五万円未満のときは、一万円または取引価額の二十倍のうちいずれか低い額、(二)取引価額が五万円以上十万円未満のときは、三万円、(三)取引価額が十万円以上のときは、五万円をこえるものをしてはならない。

三　同社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四　同社は、第二項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社緑屋（以下「緑屋」という。）は、肩書地に本店を、東京都内に十八店舗、神奈川県内に九店舗、千葉県内に四店舗、静岡県内に一店舗、群馬県内に一店舗、茨城県内に一店舗、宮城県内に三店舗、岩手県内に一店舗、山形県内に一店舗、青森県内に一店舗、北海道内に二店舗および新潟県内に一店舗を置き、衣料品、家庭用電気器具、家具等の販売業を営む事業者である。

二　緑屋は、割賦により商品を購入した者のうち賦払金を緑屋の各店舗まで持参することを約した者に対し、支払チェック欄が九口あるホームビルクラブ会員証を与え、会員が賦払金を支払うごとに同会員証の支払チェック欄にスタンプを押し、支払が九口とも完了した会員を応募資格者として、会員証に添付した抽せん券を、関東地区における応募者は昭和四十五年十二月十日までに、また、東北地区および北海道地区における応募者は同年十二月七日までに緑屋の各店舗に提出させ、抽せんにより、特賞として東芝カラーテレビ十九T―四（九万九千八百円相当）二本、A賞として東芝ステレオSM―二九〇（四万六千五百円相当）五本、B賞として東芝電気毛布CB―四五〇〇（五千八百円相当）二十本を提供した。

三　しかるに、当該懸賞に係る最低の取引価額は、割賦取扱額が一口三千円以上であるので二万七千円であって、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、一万円である。よって、前記景品類中、特賞およびA賞の景品類の価額は、この制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、緑屋の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十六年三月二十六日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕

委員　有賀美智子

委員　柿沼幸一郎

委員　橋本徳男